

欧州の基準・認証制度の動向（2016年7月/8月）

● トピックス一覧 ●

1. 食料品・飼料
2. エコラベル
3. エネルギー効率／エネルギー表示／エコデザイン
4. 自動車／運輸部門
5. 製品安全

.....

1. 食料品・飼料

(1) 緊急警報通知（RASFF Portal）：日本産の生姜の酢漬けに対する警告

緊急警報通知（RASFF）¹によると、ポーランドは2016年7月、日本産の生姜の酢漬けにおける Allura Red AC（E129）食用赤色40号の無認可使用を通知した。同食品はポーランドの通知を受け、廃棄された。

表1: 日本産の食料品に対する RASFF 通知

製品／通知	物質／危険性	通知国	措置	参照
生姜の酢漬け	E 129 – Allura Red AC（食用赤色40号）の無認可使用	ポーランド	廃棄	RASFF 通知

(2) 第3国からの有機食品の輸入

欧州委員会は、動物又は植物由来食品で許容される特定農薬の最大残留基準値（MRL）の見直しを行った。最大残留基準値（MRL）は、食料品において許容される残留農薬の最大濃度を意味する。

¹ 緊急警報通知（RASFF）は、EU 域内でヒトの健康に対するリスクが確認された食品・飼料に関する情報交換並びに通知を加盟国間で迅速に行うことを目的として、欧州委員会が 1979 年に設置したポータルサイトである。

リストには以下の日本の認定団体も含まれる：

- 日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会 (<http://jona-japan.org>)
- 海外貨物検査株式会社 (<http://www.omicnet.com/omicnet/services-en/organic-certification-en.html>)

有機食品は、未加工の植物性食品（カテゴリーA）、動物又は未加工の動物性食品（カテゴリーB）、養殖製品と海藻（カテゴリーC）、食用の農産物加工食品（カテゴリーD）、飼料用の農産物加工食品（カテゴリーE）、栄養繁殖の材料源と栽培用種子（カテゴリーF）、という6つのカテゴリーに分類されている。

参照：EU 官報 [L 210/43](#)

(3) 水産物でのヒスタミンの基準値

欧州委員会は、水産物の発酵で作られる魚醤におけるヒスタミンの基準値を改定した。

ヒスタミンは、主にサバ科の魚（マグロやサバ等）が死んですぐに高温にさらされた場合に形成される毒素である。現代の冷凍技術のおかげでヒスタミンによる中毒は最近では稀である。

参照：EU 官報 [L 195/83](#)

(4) 国境検閲所で獣医の検査を必要とする第3国からの動物・動物性製品

欧州委員会は、国境検閲所で獣医の検査を必要とする第3国からの動物・動物性製品のリストを更新した。対象となる動物・動物性製品のリストは、欧州委員会の決定2007/275/EC の附属書 I で提示され、国境検査を免除される動物・動物性製品は 附属書 II で定められている。

検査を必要とする動物性製品の一例：

- ウシ科、ブタ、ヒツジ、ヤギ、ウマの生肉及び冷蔵又は冷凍肉
- 調理済み又は保存用の甲殻類、軟体動物又は他の水性無脊椎動物
- 調理済み又は保存用の魚、キャビア及び魚卵によるキャビアの代用品

検査を免除される製品の一例：

- 加工済み乳製品及び卵製品の含有量が50%未満で、加工済みの肉製品を混合しない麺類
- 魚油、魚粉末又は魚抽出物の含有量が50%未満で、最終消費者用に包装されたスープの素と調味料

参照：EU 官報 [L 197/10](#)

(5) 遺伝子組み換え食品（GMO）の承認

欧州委員会は、消費者の健康に安全とされる一部の遺伝子組み換え食品について市場での販売を承認した：

- バイエルクロップサイエンスが生産する遺伝子組み換え大豆 FG72 (MST- FGØ72-2) (参照：EU 官報 [L199/16](#))
- モンサントヨーロッパが生産する遺伝子組み換え大豆 MON 87708 × MON 89788 (MON-877Ø8-9 × MON-89788-1) (参照：EU 官報 [L199/22](#))
- モンサントヨーロッパが生産する遺伝子組み換え大豆 MON 87705 × MON 89788 (MON-877Ø5-6 × MON-89788-1) (参照：EU 官報 [L199/28](#))

(6) 食品中の農薬の使用：チアクロプリド

欧州委員会は、はちみつ及び他の養蜂製品に含まれる農薬チアクロプリドの最大残留基準値 (MRL) ² を改定した。これは、EFSA の2016年3月の安全性評価結果を受けた基準値変更の判断に基づいたものである。

参照：EU 官報 [L215/4](#)

(7) 新規食品と新規食品成分

欧州委員会は、以下の新規食品と新規食品成分について市場での販売を承認した。

- ビタミン D3濃度が一定の安全閾値以内の UV 処理済み牛乳：UV 処理済み牛乳は、殺菌後に紫外線 (UV) を照射することで牛乳のビタミン D3 濃度を高めた全乳と半脱脂乳。(参照：EU 官報 [L196/50](#))
- 大人による一日あたりの最大摂取量150 mg のトランスレスベラトロール (参照：EU 官報 [L196/53](#))
- 大人による一日あたりの最大摂取量10,40 mg の有機ケイ素 (参照：EU 官報 [L213/12](#))

² 最大残留基準値 (MRL) は、食品において許容される残留農薬の最大濃度を意味する。

(8) 香料物質

欧州委員会は、以下の5つの香料物質の使用に関して食品安全に懸念があることから、新たな有害分析を関連機関に求めるなどの特別な条件を導入した。

- p-メンタ-1, 8-ジエン-7-オール (p-mentha-1,8-dien-7-ol) (FL No 02.060)
- ミルテノール (myrtenol) (FL No 02.091)
- ミルテノール (myrtenal) (FL No 05.106)
- p-メンタ-1, 8-ジエン-7-イル アセテート (p-mentha-1,8-dien-7-yl acetate) (FL No 09.278)
- ミルテノールアセテート (myrtenyl acetate) (FL No 09.302)

現在、上記の物質の安全性について欧州食品安全機関 (EFSA) が評価を行っている。このため、これら5つの物質の安全性再評価のため、関連機関に新たな有害分析を求めている。上記の香料物質が消費者に健康被害を及ぼさないことを EFSA が断定するまで、当該香料物質が含まれた食品は賞味期限までの販売・使用が認められる。

参照：EU 官報 [L 204/7](#)

(9) 動物及び動物性製品の物質を監視する各国の研究所の最新リスト

欧州委員会は、動物及び動物性製品の特定の物質及び物質の残留物の監視を行う各国の研究所 (リファレンスラボラトリー) のリストを更新した。各 EU 加盟国は、こうした研究所を最低一カ所は設置している。各国の研究所は、第3国から輸入された動物及び動物性製品の監視も担当するため、同リストは日本の輸出業者にとっても有益である。

監視を必要とする物質及びサンプリング技術は、欧州指令96/23/ECに記載されている。対象の物質は、以下の主な2つのカテゴリーに分類される。

- グループ A - 同化作用を有する物質と無認可物質 (スチルベンや抗甲状腺薬、ステロイド等)
- グループ B - 動物用医薬品と汚染物質

参照：EU 官報 [L 216/12](#)と [指令96/23/EC](#)

(10) 食品との接触を意図としたプラスチック材と物品

欧州委員会は、食品との接触を意図としたプラスチック材及び物品に関する規則を改定した。特定のプラスチック素材の規制事項および特定移行限度 (SML) などの基準値が変更された。

参照：EU 官報 [L 230/22](#)

2. エコラベル

(1) EU エコラベルの認定基準

EU エコラベルは、原料の採取から生産、使用、廃棄までのライフサイクルを通じ、環境への影響が低い製品とサービスに認められる自主的な認定ラベル制度である。

欧州委員会は、市場の発展や各製品を特徴付けているイノベーションを EU エコラベル認定により適切に反映させるため、特定製品に関する生態学的認定基準（ecological criteria）を改定した。対象とする製品は、家具、履物、コンピューターである。

A) 家具

改定された生態学的基準は、物を保管又は吊るすために使用される木製及び非木製家具（洋服ダンス等）の他、テーブル、ベッド、休息に使用される他の品目にも適用され、特に以下の点に焦点を当てている：

- より持続可能な方法で製造された材料の活用
- 有害残留物の存在
- 室内空気汚染を削減する家具の貢献
- 各製品の耐久性と修理性

参照：EU 官報 [L 210/100](#)

B) 履物

改定された生態学的基準は以下の点に焦点を当てている：

- 天然資源の減少及び製造プロセスによる水、空気、土壌への汚染面を中心に環境への影響の低さ
- 製品の耐久性
- 有毒物質の存在
- 最終組立工場における国際的な社会規範及び人権尊重に対応した持続可能な労働条件

参照：EU 官報 [L 214/16](#)、欧州委員会の[プレスリリース](#)（2016年8月17日）

C) 各種コンピューター（パソコン、ノートパソコン、タブレット）

管轄機関と申請者の事務負担を減らす目的で、ノートパソコンとパーソナルコンピューターに同一の生態学的基準を適用することにした（以前は別々に扱われていた）。また、タブレットなどの新製品にも生態学的基準の適用を拡大した。生態学的基準は特に以下の点に焦点を当てている：

- 有毒物質の存在
- エネルギー効率
- 製品の耐久性、修理性、アップグレード可能性、リサイクル性
- 最終組立工場における国際的な社会規範及び人権尊重に対応した持続可能な労働条件

参照：EU 官報 [L 217/9](#)

3. 医薬品

(1) 建物のエネルギー効率促進に向けたガイドライン

欧州委員会は、通称「ほとんどゼロエネルギーの建物（Nearly-zero Energy Buildings : NZEB）」の促進に向けた一連のガイドラインを採択した。これは、建物のエネルギー性能に関する指令（EPB 指令）に定められた規定に従い、EU 加盟国による NZEB に向けた進展を支援することを目的としたものである。

EPB 指令は、2020年末までにあらゆる新建築物が NZEB となるよう求めている。すなわち、僅かなエネルギーのみを必要とし、そのエネルギーも再生可能エネルギーによってカバーできる建築物である。しかし、EU 加盟国による進展は遅れている。

このように、欧州委員会が発表した新たなガイドラインは、EU 加盟国が EPB 指令を実行し、2020年目標の達成を支援しようとするものである。同ガイドラインは、EU 加盟国が NZEB に関して共通の理解を持ち、同じ基準のエネルギー効率を目指すことができるように、“Nearly-zero Energy Buildings” の概念を明確に規定している。

参照：EU 官報 [L 208/46](#)

4. 自動車／運輸部門

(1) 自動車部品に関する UN/ECE の統一規定

欧州委員会は、国連欧州経済委員会（UN/ECE）における国際標準の策定及び EU 規格の国際標準化に向けた活動に関与している。このほど、以下の通り、UN/ECE が採択した自動車の各種部品や諸機能の承認に関する統一規則を EU 規則として認める発表が官報で掲載された。

表4: UN/ECE 規則

UN/ECE 規則	対象の品目と機能	参照
タイヤ	濡れた路面及び/又は転がり抵抗に係る車外騒音及び摩擦力	EU 官報 L 218/1
車両	火災リスクの防止	EU 官報 L 231/41

(2) 日本と EU が自動運転車の促進に向けて GPS システムを接続

欧州委員会と日本の内閣府（宇宙開発戦略推進事務局）は、6月3日、オランダ・ハーグにて、「日欧衛星測位対話」及び「日欧 GNSS（衛星測位システム）官民ラウンドテーブル」を開催し、自動運転技術の加速化に向け、互いのグローバル・ナビゲーション衛星システムを接続する方法を検討していくことで合意した。

計画通りにすべてが実施された場合、日本の準天頂衛星システム（QZSS）と EU の欧州衛星測位システム（Galileo：ガリレオ）は2018年前半に接続されることになる。これば、同システムにおいて情報の送信に使用される共通デジタル言語となることを意味する。これらの情報は、技術企業や自動車メーカーが自動運転車の開発に使用することになる。

日本の QZSS は、日本国外の信号の範囲が限られるため、日本の自動運転技術は日本国外では機能しないという問題がある。欧州のガリレオは、グローバルなアクセス範囲を持つものの精度の面で劣る。よって、2つのシステムの接続は、両者にとってメリットがある。

この取り組みに関する協議には、三菱電機や日立造船、NTT データ、またフランスのエレクトロニクス会社 Thales などの民間企業も参加している。両国間の協議関係者は、年末までに具体的な計画の草案を作成する予定である。

参照：日欧衛星測位対話に関する[内閣府リリース](#)、[日経の記事](#)（2016年7月24日）、Quattroruoteの[記事](#)（2016年7月26日）

(3) 欧州委員会が新たな低排出モビリティ戦略を発表

欧州委員会は7月20日、低排出モビリティを促進するための戦略を発表した。これは、運輸部門の持続可能性を高めることによって、EU の長期的なエネルギー・気候変動目標に貢献するのが目的である。

一連の措置を提示した同戦略は、これら措置が実際に講じられれば、排出基準を含め将来の運輸及びモビリティシステムに大きな影響を与えるものとみられる。同戦略は3つの主な措置を想定している：

- 輸送システムの効率改善（欧州委員会は協調型高度道路交通システム C-ITS 導入に向けた新たな戦略を2016年末までに発表予定）
- 代替燃料普及の迅速化（欧州委員会は特に電気充電ステーションでの国境を越えて相互運用可能な支払い方法、プラグの共通規格、電力グリッドに電気自動車を統合するためのスマートグリッドの共通規格等、相互運用性と共通規格を促進することで電動モビリティの欧州域内市場形成を促す予定）
- 低・ゼロ排出車両への移行 乗用車に対する2020年以降の CO2排出基準の採用とトラックの CO2排出基準の採用を含む（欧州委員会はトラックの排出基準案を2019年末までに発表予定）

参照：欧州委員会の[プレスリリース](#)、[コミュニケーション](#)と[ファクトシート](#)（2016年7月20日）

(4) 旅客船の安全規則・規格

欧州委員会は、旅客船の安全規則・規格に関する2016年5月27日の指令(EU) 2016/844に対する正誤表を公開した。

参照：EU 官報 [L 193/117](#)と [L 141/51](#)

5. 製品安全

(1) 日本製品に対する RAPEX 通知

欧州共同体緊急情報システム（RAPEX）は、ヒトの健康と安全に対するリスクが確認された製品ならびに該当する製品の販売や使用を阻止または制限するために実施された政策に関する情報交換を EU 加盟国と欧州委員会の間で迅速に行うための EU の警告システムである。なお、食品、医薬品、医療機器は他の警告メカニズムにより監視されているため、RAPEX には含まれていない。

2016年7月～8月、EU 加盟国は、日本から輸入された複数の製品（乗用車、バン、チェーンソー）について RAPEX による通知を行った。以下の表は通知の詳細である。

表2: 日本製品に対する RAPEX 通知

製品	リスク／不具合	通知国	措置	参照
スバルの乗用車	エアバッグの不具合により事故時に作動しない可能性。	スペイン	消費者からのリコール	RAPEX 通知
トヨタの乗用車	ステアリングコラムのシャフトが壊れ、ステアリングの制御を失い、事故の危険性。	マルタ	消費者からのリコール	RAPEX 通知
レクサスとトヨタの乗用車	エアバッグの不具合	ポルトガル	消費者からのリコール	RAPEX 通知
レクサスとトヨタの乗用車	燃料タンクのひびが燃料漏れや車両火災の原因となる可能性。	ポルトガル	消費者からのリコール	RAPEX 通知
トヨタのバン	燃料漏れが火災につながる可能性。	マルタ	消費者からのリコール	RAPEX 通知
日産の乗用車	排ガスに不適切な含有物がある場合、リア O2 センサの不具合により診断トラブルコード (DTC) が設定できない可能性。	ギリシャ	消費者からのリコール	RAPEX 通知
エコー／新ダイワのチェーンソー	火傷、火事	イタリア	消費者からのリコール	RAPEX 通知